

■ 特定計量器（はかり）定期検査についてのお知らせ ■

取引または証明上の計量に使用している計量器（はかり）は、2年に1回県が行う定期検査を受けなければなりません。この検査を受けずに、取引又は証明上の計量に「はかり」を使用すると計量法違反として処罰されることがあります。該当の計量器をお持ちの方は、下記のどちらかの会場で必ず検査を受けて下さい。

検査日	検査会場	所在地	実施時間
10月24日（月）	南部町天萬庁舎	南部町天萬 558	午前10時～正午
	プラザ西伯	南部町法勝寺 167-2	午後1時～午後3時

【検査の対象となる使用例】

○商取引 ○材料購入 ○製品出荷 ○商品の重量詰め込み ○農家の直販

○宅配便の取り次ぎ ○身体測定・健康診断の体重測定 ○薬の調剤

※体重計やキッチンスケールなどの「家庭用はかり」は、取引又は証明上の計量には使用できません。

【検査に必要なもの】清掃した計量器（はかり）、特定計量器定期検査申請書、検査手数料、印鑑

【その他】今回、新たに検査を受けられる方は、9月30日までに、役場産業課までご連絡ください。

使用している計量器が検査対象であるかどうかや、検査手数料の額など不明な点は、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】産業課（天萬庁舎） TEL 64-3783

鳥取県くらしの安心推進課 TEL 0857-26-7601

■ 「法の日」週間行事のおしらせ ■

10月1日から7日までの「法の日」週間にちなみ、裁判所、法務省および弁護士会の共催により、下記の行事を開催しますので、お気軽にご利用ください。

鳥取地方裁判所による裁判員裁判模擬評議		鳥取県弁護士会による無料法律相談	
日時	10月14日（金）午後1時15分～2時間半程度	日時	10月5日（水）午前10時～3時
定員	30人（申込先着順10月12日締切）	場所	鳥取地方・家庭裁判所米子支部
申込先	鳥取地方裁判所 TEL 0857-22-2171	定員	30人程度（当日受付順）

【問い合わせ先】鳥取県弁護士会 TEL 0857-22-3912

■ 暮らし、なんでも相談のお知らせ ■

土地家屋調査士・社会保険労務士・弁護士・公証人・司法書士・税理士・行政書士・不動産鑑定士のそれぞれの専門家が、共同して無料で相談に応じます。

【日時】平成23年10月15日（土）午前10時～午後4時

【場所】NPO法人 ふるさと遊誘駅舎館 1階多目的ホール
倉吉市上井195番地 倉吉駅 エキパル倉吉内 TEL 0858-24-5963

【問い合わせ先】鳥取県土地家屋調査士会事務局 TEL 0857-22-7038



■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

【日時】10月21日（毎月第3金曜日）午前10時～

【場所】健康管理センターすこやか（申し込み不要）

【問い合わせ先】健康福祉課（すこやか）担当：頼田ゆ TEL 66-5524



情報なんぶ

平成23年9月16日発行

南部町行政だより 第99号

企画政策課 電話66-3113

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

■ 中海テレビ放送局 10月は「南部町月間」です ■

米子市角盤町にある中海テレビ放送局（旧NHK米子支局）で、テゴネット 地域ふれあいフェスタ「南部町月間」が開催されます。南部町の美味しい特産品の販売、観光・伝統芸能・各地域振興区の紹介など、南部町からの情報発信を行います。初日（10月1日）は、南部町産の梨を先着100名様にプレゼントもありますので、ぜひ会場へお越しください。

日にち	時間	内容
10月1日（土）	午前10時～午後2時	なんぶ太鼓、まいちょこ音頭、特産品の販売、町内情報の展示
10月2日（日）	午前10時～午後2時	柿の種吹きとばし大会体験会、特産品の販売、町内情報の展示
10月15日（土）	午前10時～午後2時	特産品の販売、町内情報の展示
10月16日（日）	午前10時～午後2時	特産品の販売、町内情報の展示、法勝寺歌舞伎（こども歌舞伎）まいちょこ音頭、柿の種吹きとばし大会体験会
10月23日（日）	午前10時～午後2時	特産品の販売、町内情報の展示

【問い合わせ先】企画政策課（法勝寺庁舎） TEL 66-3113

■ 生涯学習作品展の作品を募集します！！ ■

芸術の秋が近づいてきました！！秋の南部町最大の芸術イベント「生涯学習作品展」を下記日程で行います。公民館教室のみなさんの作品のほか、広く町民の皆さんの作品も展示し多くの方に芸術に触れていただく機会になればと思います。皆さんもご自身の作品を出展してみませんか？

出展をご希望の方は、南部町公民館までお知らせください。皆さんの力作をお待ちしています！！

【日時】平成23年11月18日（金）～20日（日）

【場所】南部町農業者トレーニングセンター、南部町公民館（天萬庁舎内）など

【申込・問い合わせ先】南部町公民館 谷本、藤原 TEL 64-3782 FAX 64-2183

【申込締切】平成23年10月21日（金）

【申込方法】電話またはファクシミリで下記「展示作品申込書」の内容をお知らせください。

※搬入…11月17日（木）午後1時～7時 搬出…11月20日（日）午後4時～6時

展示作品申込書			
ご住所	〒		
お名前			
連絡先			
品目	例) 写真・絵画など	出品数	計 点

■ じげの職人支援事業について ■

【事業対象者】 農業者で、集落の農地を守るため、自発的に作業道整備や農地保全を行う意欲的な農業者

【事業内容】

区分	内容	補助対象経費	補助率	補助金の上限
資格取得	重機、車両、特殊機械を扱うための資格の取得に要する経費を補助する	資格取得に要する経費(受験料、受講料、テキスト代) ※ただし、不合格は不可	1/3	30,000円
農地改良	自らの作業により行う、作業道・用排水路・農地整備のためにかかる費用を補助する。 ※請負は対象外	材料費(砕石、真砂、二次製品、塩ビ管)、重機等の借上料、労務費(県標準単価による)	1/2	50,000円

【事業申請】 事業の申請書の提出が必要ですので、応募希望者は事前に産業課にご相談ください。

【事業実施】 申請について認定審査会が審査をします。そこで認定されたものが事業実施できます。

【申請締切】 10月14日(金)までに産業課まで申請してください。

【問い合わせ先】 産業課(天萬庁舎) TEL 64-3783



■ 町内保育園、小・中学校一斉公開日バスツアー参加者募集 ■

南部町内保育園、小・中学校一斉公開日の日に、町内全小・中学校5校を参観するバスツアーを実施します。お昼には西伯小学校で、西伯給食センターの給食を試食します。

南部町の方ならどなたでも参加していただけますので、保護者以外の方もぜひこの機会に学校の様子をご参観ください。

【日にち】 10月19日(水)

【人数・参加費】 先着20名、266円(給食代)

【締切】 10月3日(月)までに現金を添えてお申し込みください。

【申込先】 町内各小中学校 または 教育委員会事務局(天萬庁舎) TEL 64-3787

【問い合わせ先】 西伯小学校 TEL 66-2215

■ 心の健康と暮らしの法律相談のご案内 ■

南部町立図書館では、下記のとおり「心の健康と暮らしの法律相談」を開催します。

よく眠れない、おいしく食べられない、疲れやすいといったことはありませんか?

保健師が心の健康についての相談をお受けします。

また、借金の返済に困っている、職場から解雇されたといったお悩みには、司法書士が相談に応じます。秘密は厳守します。皆さんお気軽にご相談ください。

【日時】 平成23年10月7日(金) 午後1時30分~午後3時30分

【場所】 南部町立天萬図書館(役場天萬庁舎内)

【相談料】 無料(予約不要)

【主催】 鳥取県

【協力】 南部町立図書館・米子図書館・ハローワーク米子・鳥取県弁護士会・鳥取県司法書士会

【問い合わせ先】 鳥取県西部総合事務所福祉保健局 TEL 0859-31-9304

南部町立天萬図書館 TEL 64-3791

■ 汗かく農業者支援事業について ■

産業課では汗かく農業者支援事業の募集を行っています。応募希望者は産業課まで申請を行ってください。

【事業対象者】 南部町内に土地を有し、販売を目的とした事業計画を予定している農業者

【事業内容】

区分	内容	補助対象経費	補助率	補助金の上限
養魚田整備	養魚田整備のために要する経費を補助する	重機等の賃借料、材料費、業者委託にした場合の工事請負費、修繕費(但し防水シート等の消耗品は除く)	1/2	250,000円
栽培推進	果樹や薬草、薬木、花木の新植や改植に要する経費を補助する	苗木代、肥料、農薬、支柱	1/2	150,000円
施設整備	ハウス等の施設の新設、修繕、プランター栽培等のセットの導入に要する経費を補助する	ハウス資材費(中古可)、建設費、修繕費(ビニールの張替は除く)、プランター栽培、ポット栽培、水耕栽培セットの導入費	1/3	500,000円

【事業申請】 事業の申請書の提出が必要ですので、応募希望者は事前に産業課にご相談ください。

【事業実施】 申請について認定審査会が審査をします。そこで認定されたものが事業実施できます。

【申請締切】 10月14日(金)までに産業課まで申請してください。

【問い合わせ先】 産業課(天萬庁舎) TEL 64-3783



■ 南部町の公の施設の指定管理者を募集します ■

南部町では、公共施設を管理していただく指定管理者を募集します。

【募集施設】

施設番号	募集施設名	担当課
1	南部町総合福祉センター「いこい荘」	福祉事務所
2	西伯カントリーパーク	教育委員会事務局
3	南部町民野球場・町民運動場	教育委員会事務局

【募集要項】 南部町ホームページ (<http://www.town.nanbu.tottori.jp>) に掲載しています。

または福祉事務所、教育委員会事務局、総務課の窓口でも配布しています。

【指定管理期間】 平成24年4月1日から平成27年3月31日(3年間)

【応募資格】 法人、または団体(個人での応募はできません)

【指定管理者募集説明会】

○場所 南部町総合福祉センター「いこい荘」会議室

○日時 平成23年9月26日(月)

福祉事務所担当施設(施設番号1) 午後1時30分から

教育委員会事務局担当施設(施設番号2・3) 午後2時30分から

【問い合わせ先】 ・指定管理者の募集に関すること、説明会に関することは

総務課(法勝寺庁舎) TEL 66-3112 FAX 66-4806

・施設の概要等に関することは

福祉事務所(すこやか) TEL 66-5522 FAX 66-5523

教育委員会事務局(天萬庁舎) TEL 64-3787 FAX 64-2183